

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等及び水田農業構造改革交付金等で取得した固定資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十三(十三)

平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

助成金等の名称		1		特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	15	円		
助成金等を交付した者		2			繰入限度額	16			
交付を受けた年月日		3	平・・		繰入限度超過額	17			
交付を受けた助成金等の額		4	円		当初の特別勘定の金額	18			
帳簿価額の減額等をした場合	減価補てん金	減価償却資産の減価補てん費に対応する助成金等の額	5			翌期繰越額の計算		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	19
		減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	6					当期中に益金の額に算入すべき金額	20
		損金不算入額 (6) - (5)	7					期末特別勘定残額 (18) - (19) - (20)	21
	転廃業助成金	転廃業助成金の額	8						
		減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	9						
		差引転廃業助成金の額 (8) - (9)	10						
		固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	11						
圧縮限度額の計算	固定資産の取得等のため(10)又は(11)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	12							
	圧縮限度額 (12)又は(12) - 1円	13							
	圧縮限度超過額 (11) - (13)	14							

II 水田農業構造改革交付金等で取得した固定資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

交付を受けた年月日		22	平・・	特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	28	円
交付を受けた水田農業構造改革交付金等の額		23	円		繰入限度額 (23) - (25)	29	
帳簿価額の減額等をした場合	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	24			繰入限度超過額 (28) - (29)	30	
		固定資産の取得等のため(23)又は(24)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	25			当初の特別勘定の金額 (28) - (30)	
	圧縮限度額の計算	26			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	32	
	圧縮限度額 (25)又は(25) - 1円	26			当期中に益金の額に算入すべき金額	33	
	圧縮限度超過額 (24) - (26)	27			期末特別勘定残額 (31) - (32) - (33)	34	

別表十三（十三）の記載の仕方

1 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、転廃業助成金の交付を受けた法人が、措置法第67条の4（転廃業助成金に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の102（転廃業助成金に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、転廃業助成金等の交付の通知書又はその写し等措置法規則第22条の17第2項又は第22条の79第2項（転廃業助成金に係る課税の特例に関する添付書類）に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。

(2) 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を

「法人名」のかっこの中に記載してください。

(3) 「特別勘定に経理した金額15」には、措置法第67条の4第5項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の102第6項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

2 水田農業構造改革交付金等で取得した固定資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

この明細書は、農地法第2条第3項（定義）に規定する農業生産法人が、平成18年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第2条（法人税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。